## ○共立蒲原総合病院組合議会会議規則

(平成21年1月8日)規則第1号

共立蒲原総合病院組合議会会議規則

共立蒲原総合病院議会会議規則(昭和55年共立蒲原総合病院組合規則第1号)の 全部を改正する。

(参集)

**第1条** 議員は、招集の当日開議定刻前に定められた場所に参集し、その旨を議長 に通告しなければならない。

(欠席の届け出)

**第2条** 議員は、議会に出席できないときは、その理由をつけ当日の開議時刻まで に議長に届け出なければならない。

(議席)

- 第3条 議員の議席は、選挙後最初の会議において議長が定める。
- 2 選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
- 3 議席には、番号をつける。

(会期)

- 第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。
- 2 会期は、議会の議決で延長することができる。

(議会の開閉)

第5条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

- 第6条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。
- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。 (会議の開閉)
- 第7条 開議・散会・延会・中止又は休憩は、議長が宣告する。
- 2 議長が開議を宣告する前又は散会・延会・中止もしくは休憩を宣告した後は何 人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

- 第8条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、 議長は、延会を宣告することができる。
- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席

を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

- 3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。 (議案の提出)
- 第9条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由をつけ、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第10条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第11条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の2の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

- 第12条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議 の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。
- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出 者から請求しなければならない。

(議事日程)

- 第13条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事 日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長が これを報告して配布にかえることができる。
- 2 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、 討論を用いないで会議にはかって議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加 することができる。
- 3 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

- 第14条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告 する。
- 2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認 めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議

にはかって延会することができる。

(選挙)

第15条 議会において行う選挙の投票用紙の様式は、議長が定める。 (選挙の宣告)

- 第16条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。
- 2 選挙を行う際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。(議場の出入口閉鎖)
- 第17条 投票による選挙を行うときは、議長は、第25条の規定による宣告の後、 議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

- 第18条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。
- 2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。(投票)
- 第19条 議員は、議席の順序により、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。 (投票の終了)
- 第20条 議長は、投票が終ったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の 終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

- 第21条 議長は、開票を宣告した後2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。
- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。 (選挙結果の報告)
- 第22条 議長は、選挙の結果を、直ちに議場において報告する。
- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第23条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とと もにこれを保存しなければならない。

(議題の宣告)

- 第24条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。 (一括議題)
- 第25条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題と

することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の朗読)

**第26条** 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑)

- 第27条 会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑が あるときは、質疑をさせる。
- 2 提出者の説明は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。(討論及び表決)
- 第28条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決 に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第29条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(指定者以外の者の退場)

第30条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する 者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

- 第31条 秘密会の議事の記録は、公表しない。
- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。(発言)
- 第32条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の 議席番号を告げ、議長の許可を得なければならない。
- 2 2人以上挙手し発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第33条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対 者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(発言内容の制限)

- **第34条** 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超 えてはならない。
- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場

合は発言を禁止することができる。

- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。 (質疑の回数)
- 第35条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。

(議事進行に関する発言)

- 第36条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。
- 2 議事進行に関する発言が、その趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに 制止しなければならない。

(質疑又は討論の終結)

- 第37条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。
- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しない時は、議員は、質疑又は討論終結の 動議を提出することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

(発言の取消し又は訂正)

第38条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第39条 管理者が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁 書を提出したときは、議長は、その写を議員に配布する。ただし、やむを得ない ときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(表決)

- 第40条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。
- 2 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第41条 表決には条件をつけることができない。

(表決の方法)

- 第42条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。
- 2 議長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2

人以上から異議があるときは、議長は、会議にはかり記名又は無記名の投票で表 決をとらなければならない。

(投票)

- 第43条 前条の規定による投票用紙の様式は、議長が定める。
- 2 投票による場合には、問題を可とする者は「賛成」、問題を否とする者は「反対」 と投票用紙に記載しなければならない。
- 3 賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。
- 4 投票を行う場合には、第17条及び第18条第1項の規定を準用する。 (表決の訂正)
- 第44条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第45条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

- 第46条 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。 ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、 討論を用いないで会議にはかって決める。
- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(会議録)

- 第47条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
  - (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
  - (3) 出席及び欠席議員の氏名
  - (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
  - (5) 説明のため出席した者の職氏名
  - (6) 議事日程
  - (7) 議長の諸報告
  - (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
  - (9) 会議に付した事件
  - 10 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) その他議長又は議会において必要と認めた事項
- 2 議事は、要点筆記法によって記録する。
- 3 前項の規定にかかわらず秘密会の議事並びに議長が取り消しを命じた発言は掲載しない。

(会議録署名議員)

第48条 会議録に署名する議員は2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第49条 会議録の保存年限は、永年とする。

(請願書の記載事項)

- 第50条 請願書には、邦文を用いて請願の趣旨、提出年月日、請願書の住所及び 氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をし なければならない。
- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。
- 4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、 議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

- 第51条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。
- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願書の住所及び氏名、請願の要旨、紹 介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による 数件の内容が、同一のものは請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載 する。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第52条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

**第53条** 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

- **第54条** 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとすると きは議長に、辞表を提出しなければならない。
- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかってその許否を決 定する。
- 3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告し なければならない。

(議員の辞職)

- 第55条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(品位の尊重)

第56条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(議事妨害の禁止)

第57条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動 をしてはならない。

(禁煙)

第58条 何人も議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第59条 何人も会議中は参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲 読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第60条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

**第61条** すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(会議規則の疑義に対する措置)

第62条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるとき は、会議にはかって決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。